

[特例政令適用一般競争入札]

質 疑 応 答 書

工事名 第3南蒲生幹線工事2

質 問 事 項	整理番号	1 3 0 5 1 0 5 5 7
	回 答	
<p>1. 過去 10 年間における公共工事のシールド工事(内径:4,000mm)を連続して契約した実績(当初含めて3回)があり、それぞれの掘進延長は、 その1工事:805m、その2工事:1,200m、その3工事:845m の合計2,850mです。 これらの工事は発進立坑から到達立坑までの同一1スパン内(延長2,850m)を連続して掘進した工事です(途中で中間立坑はありません)。これら3件の工事を1件の工事とみなし同種工事实績とすることが認められるのでしょうか。また、その2工事をもってのみ1件工事として認められるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>配置予定技術者の評価での同種工事の条件としての実績については、工事(契約)ごとの評価とする。よって、その2工事をもって1件の工事实績ありと評価する。</p>	
<p>2. 過去 10 年間における公共工事のシールド工事(内径:4,050mm)の工事の施工延長が2,680mの工事です。切羽の土質が軟岩(花崗岩・風化花崗岩増)なため途中でビット交換のための中間立坑を4か所設置しました(シールドマシンの引揚げ等はしてありません)。この場合1スパン施工延長2,629m(中間立坑を除くシールド施工距離)の同種工事として認められるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>1件の工事(契約)を前提とし、現場条件変更等に係る発注者と協議(打合せ記録簿等)により、その経過を証明できるものがあれば、評価対象とする。 なお、協議過程の証明に際し、発注者との協議(打合せ記録簿等)の写しの提出に加え、その原本の提示を必要とする。</p>	

<p>3. 過去 10 年間における公共工事のシールド工事(内径：10,900mm)を連続して契約した実績(当初含めて2回)があり、それぞれの掘進延長は、</p> <p>その1工事：1,600m、その2工事：420m、合計2,020mです。</p> <p>これらの工事は発進立坑から到達立坑までの同一1スパン内(延長2,020m)を連続して掘進した工事です(途中で中間立坑はありません)。これら2件の工事を1件の工事とみなし同種工事実績とすることが認められるのでしょうか。また、その1工事をもってのみ1件工事として認められるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>「総合評価に関する説明書」中、ア)及びウ)という同種工事の条件に照らし、その1工事をもって、1件の工事实績ありと評価とする。</p>

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合(見積りに必要な事項に限る。)に提出してください。会社名を記入する必要はありません。